

第2回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和2年10月12日（月）10時30分～11時35分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 岩井委員、植木委員、西村委員

労働者代表委員 河村委員、田中（穂）委員、森本委員

使用者代表委員 平木委員、宮城委員、田中（利）委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、樽見監督課長、久保田賃金室長

西村賃金室長補佐、堀労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

- (1) 最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (2) 関係使用者からのアンケート結果について
- (3) 関係労使からの意見聴取について
- (4) 金額審議について
- (5) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- (2) 最低賃金の改正決定について（諮問）
- (3) 最低賃金に関する基礎調査結果（電子部品等製造業）
- (4) 発注元アンケート調査結果
- (5) 使用者・労働者別アンケート調査結果

- (6) 消費者物価指数（全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数、鳥取市時系列リスト、消費者物価指数の推移（鳥取市・全国））
- (7) 毎月勤労統計調査（全国・鳥取県）
- (8) 鳥取県内の雇用情勢（令和2年8月）
- (9) 最近の雇用失業情勢（令和2年8月）
- (10) 鳥取県の経済動向（鳥取県）（令和2年10月）
- (11) 鳥取県の経済動向（R2.5～R2.10）、鳥取県内の経済情勢（R2.4、R2.7）
- (12) 山陰の金融経済動向（日本銀行 松江支店 2020.10.1）
- (13) 山陰の「企業短期経済観測調査」結果（2020年9月調査）（日本銀行松江支店）
- (14) 法人企業景気予測調査結果（令和2年7月～9月調査）（財務省中国財務局鳥取財務事務所）
- (15) 令和元年 所定内給与額（鳥取県）
- (16) 年度別、年齢別常用新規有効求職者数（鳥取県）
- (17) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業新規求人に係る経過票

追加配布資料

- ・特定最賃・専門部会の意見資料

6 議事内容

○西村賃金室長補佐 ただいまから第2回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会の成立について御報告をいたします。

本日は全委員の御出席を確認できますので、最低賃金審議会令の規定に基づき、全委員の3分の2以上の出席要件を満たしており、本専門部会が成立していることを報告申し上げます。

また、本専門部会は、鳥取地方最低賃金審議会専門部会運営規程第6条の規定で会議は原則として公開となっており、10月2日から10月8日までの間傍聴希望者の募集を公示しましたところ、1名の方の申込みがありました。本日都合により欠席されています。

それでは、今後の進行を西村部会長にお願いいたします。

○西村部会長 皆さん、おはようございます。

本日第2回の専門部会になります。

前回、改正の必要性について審議をしていただきまして、今回から金額審議の方に入っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、第1回専門部会以降の経過について事務局より説明をしてください。

○西村賃金室長補佐 9月17日に開催されました第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会以降の経過について説明いたします。

同日の9月17日に第523回鳥取地方最低賃金審議会が開催されました。

この審議会におきまして、西村部会長から専門部会報告があり、審議の結果、資料の1ページにありますとおり、審議会会長から鳥取労働局長に対して、鳥取県電子部品等製造業最低賃金について、改正の必要性あり、との答申がなされました。

これを受けて、3ページにありますように、鳥取労働局長が審議会会長あてに鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の諮問を行いました。

さらに、最低賃金決定要覧の161ページの最低賃金審議会令第6条第5項にあります専門部会の決議をもって審議会の決議とする、との決議がなされました。

また、併せて、発効日を結審後最短の発効日となる法定日発効とすることが確認されています。

このほか、本日説明いたします、意見収集のためのアンケート調査を実施することを了解いただいているところです。

以上が審議会での審議状況であります。

○西村部会長 ただいまの説明について、御質問等ございますでしょうか。

○田中（穂）委員 ありません。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと思います。

議事の1番、最低賃金に関する基礎調査結果等について事務局から説明をしてください。

〔資料説明〕

○西村部会長 今回の事務局の説明について、質問等ございますか。

それでは続いて、発注元事業所からのアンケート結果について、これも事務局から説明してください。

〔資料説明〕

○西村部会長 この説明についても質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事の3番、関係労使からの意見聴取について、これも事務局から説明をお願いします。

○久保田賃金室長 関係労使からの意見聴取については2点実施することを第523回審議会で御報告し、委員の皆様の見解を基に修正して、実施いたしました。

まず1点目の意見書についてですが、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定につきまして、9月18日から10月9日まで、公示により関係労使からの意見を受け付けましたが、意見の提出はありませんでした。

2点目の関係労使からのアンケート調査結果につきましては資料51ページ以降に提出しております。

〔資料説明〕

○西村部会長 今回の事務局の説明に質疑等ありますか。

大量のアンケート、調査結果になりますので、時間をかけて御覧になって、次回以降利用していただければと思います。

それでは、議事の4番、金額審議に入ります。

○久保田賃金室長 すみません。その他の資料についても少し説明をさせていただきます。

○西村部会長 はい、分かりました。

〔資料説明〕

○西村部会長 ありがとうございます。追加資料も大量に出ておりますので、御参考にしてください。

それでは、金額審議に入りたいと思います。

労働者代表、使用者代表からそれぞれ意見を述べていただきたいと思います。各側で協議を行いますか。

○河村委員 お願いします。

○西村部会長 どれぐらいですか。

○河村委員 30分。

○西村部会長 では、30分ですね。今50分ですので、11時20分まで取りたいと思います。

まず、場所の説明をお願いします。

○西村賃金室長補佐 労働者委員におかれましては、3階の労働基準部長室で堀が、使用者委員におかれましては、4階小会議室で私が御案内いたします。

○西村部会長 それでは、11時20分まで休会といたします。

[各側協議]

○西村部会長 再開いたします。

まず労働者代表委員から意見をお願いします。

○河村委員 それでは、労働者委員を代表しまして、河村から御説明をさせていただきたいと思います。

我々としては、この特定最低賃金の趣旨の一つでもあります、労使で結んで、あるいは労使での交渉結果、春闘結果ですね、そういったところを補完する役割があるという、その特定最低賃金の意味合い、そういったところも十分に考えていかなければならないと思っています。

ただ、皆さん御存じのとおりこの新型コロナウイルス感染症の影響によって、鳥取県内の事業、幅広く影響を受けているというのも実態としてございます。

我々としてもそういった実態をある程度把握をしながら、検討していきたいと思っております。できれば労使の中でそういった状況を議論しながら、方向付けをしていきたいなと思っております。

現段階では、また今日も新しい資料を頂いておりますので、そういった資料も踏まえながら、ということになろうかと思いますが、新型コロナウイルス感染症の影響というところで、使用者側の影響度合いといえますか、状況についてそういったところも使用者代表委員の皆さんからもお伺いをしながら、検討してまいりたいと思っております。

現段階では以上です。

○西村部会長 続きまして、使用者代表委員から意見をお願いします。

○宮城委員 使用者を代表しまして、宮城が発表させていただきます。

今日お配りしました資料を見ていただければと思います。

次回お話しさせていただくつもりですが、現状をちょっと簡単に御説明します。

景気については、先ほどお配りいただいた鳥取県の経済動向10月号で、景気については厳しい状況の中、下げ止まりつつあるとあります。

同じく経済動向の10月号で、鉱工業生産指数は持ち直しつつあるという形になっております。

しかしながら、その下、内閣府が発表しました今年の4月から6月期のGDPの改定値は、前期比、マイナスの7.9%、年率換算でマイナスの28.1%と、戦後最悪の速報値からさらに悪化幅が拡大しています。

四半期については3期連続マイナス成長で推移しています。

今後の新型コロナウイルスの影響は不透明で、どういう状況になるかも分からないので、経営側としては非常に不安材料が多いということです。

それと、2番目の最低賃金の引上げ額についてですが、前回、2009年、平成21年に目安が示されなくて、そのときは1円上がりました。

3番目の特定最低賃金の引上げ額、影響率等の推移を見ていただきたいのですが、2009年、平成21年、電子部品も引上げ額は県最低賃金と一緒に1円引上げということになっております。

昨年、2019年は、右の方に移っていただくと、790円から807円に、特定最低賃金は17円上がっております。

これは、今日の資料の33ページを見ていただきたいのですが、ここに最低賃金基礎調査結果の推移として、調査時最低賃金額ということで、一番上が第一・20分位、いわゆる5%のところですが、一番右の列、令和2年、30人から99人は807円、1から9人のところは800円、10から29人は、800円、合計で800円ということであり、特定最低賃金以下になっているという状況です。

第一・10分位でも810円とか800円とか、合計で805円というように、特定最低賃金以下になっているという状況が見受けられます。

それで、今日の資料47ページを見ていただきたいのですが、これが今日お示しいただいた貴重なアンケート集計結果です。

手前どもが気にするのは、大きな3の下請代金の額の決定についてです。

これの③なんですけども、左側の一番下ですね、過去5年以内の下請事業所からの下請代金引上げの要請についてということで、求められたことはなかったが22社中の6社、27%、その中で、下から4つ目の労務費の上昇は、6社で27%となっています。

これを踏まえた上で右の④を見ていただきたいのですが、最近1年以内で下請事業所からの労務費上昇を理由とする下請代金の引上げ要請についてというところで、要請されたというのが6社、これは③とイコールの数になっています。

ということは、去年17円上がり、引上げになった形で、下請企業としては、労務費が上がったから申し訳ないけれども下請代金の引上げをしてもらえないだろうかというのが、如実に表れているという状況です。

大幅な引上げは、やはりぎりぎり事業継続しておられる企業にとっては非常に大きな問題であろうと思っております。

それと、今日頂いた資料の73ページを見ていただきたい。

これについては、非常に無理を言いまして、去年ぐらいからお願いしていて非常に分かりやすくなってきまして、ぱっと10分ぐらい見たら分かるようになりました。

この中で、使用者の関係で改正すべきというのが9社あるのですが、27社は改正する必要はないということで労働者と相反するような形になっています。

この中で、やはり302番の労働者の方が807円、303番の方が800円、312番の人が807円、314番の人も807円、裏のページに行きまして343番の人が807円と、時給換算額で最低賃金あるいは最低賃金以下の賃金で働いておるという状況です。

それで、例えば309番、改正するべきということで使用者は考えておられて、900円となっています。

実際にこの労働者の方は900円になっていますので、使用者が思っておられる賃金をお支払いになっておられる。

労働者の方は改正するべきだけど810円ということで、非常に低い金額で改正すべきというふうに見てとれます。

その反対に、裏のページの343番を見ていただきたいのですが、使用者は改正するべきだと、1,000円にするべきだと、実際労働者は幾らになっているかという、807円、最低賃金の金額であり、労働者は改正する必要ないと書かれていますね。

いつも言っておりますが、使用者が1,000円に改正するべきだと言っておられるのなら、ここは1,000円にしてあげればよいと思っております。そういった企業では経営者がそういうふうになりたいと思っておられて、余裕がある企業はどんどん引き上げていただきたいという気持ちがあります。

しかし、我々が論じているのは、引き上げようにも引き上げられない企業をどうするのか、引き上げないことというのは企業にとってのセーフティーネットでもあるわけですね。

その辺のところでも今年も最低賃金についてお話の方をさせていただきたいと思っておりますし、現状からいうと金額的にどうかと言われると、目安が示されませんでしたから、特定最低賃金について、引き上げる要素はないということで、使用者側の3人の意見としてまとまった次第です。以上です。

○西村部会長 ほかに委員の方々から御意見ございますか。

今回、御意見ということで、具体的な金額が出るということではなかったわけですが、これから、今回資料を大量に頂きましたのでそれも踏まえつつ、また労使双方での議論も深めつつ、金額の決定にしていきたいと思えます。

○田中（穂）委員 部会長、一言よろしいでしょうか。

○西村部会長 はい。

○田中（穂）委員 ありがとうございます。

産業別最低賃金なので、やはり労使のイニシアティブの発揮というのが大前提になるというのは全員が承知の上なので、今日、より深掘りのアンケートを中心として、資料を事務局に出していただいたということを踏まえて、イニシアティブを発揮するためには労使での話し合いというのが必須になろうかと思えますので、しっかり労使で今日の資料、これまでの資料も深掘りに調査研究を深めて、次回冒頭からそういう労使の意見交換ができるような場で、なるべく早く決着するというのを大前提に、そういう場を設けていただければ幸いかと思えますので、お取り計らいをよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○西村部会長 ただいま労働者側の田中委員よりこのような御提案がありましたけども、使用者側はいかがでしょう。

○宮城委員 異議はないです。

○西村部会長 では、次回、第3回目の審議については、冒頭から労使での協議という形で入りたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、金額審議についてはこれで終わりたいと思えます。

議事の5番、その他です。

事務局から何かありますでしょうか。

○西村賃金室長補佐 いえ、特にはありません。

○西村部会長 それでは、今後の日程について事務局から説明をお願いします。

○西村賃金室長補佐 次回、第3回の専門部会につきましては、10月15日の木曜日10時から、鳥取第一地方合同庁舎2階の共用会議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。

○西村部会長 次回、今週木曜日ですね。朝10時から第一合同庁舎の方で行いますので、御参集のほどよろしくお願いいたします。

そのほか、事務局から何かありますでしょうか。いいですか。

本日予定しました議事は終了しましたがけれども、何か各委員から発言がございませんか。

それでは、本日の専門部会を閉会いたします。ありがとうございました。